

改正後

相続財産の取得費に
加算される相続税の
計算明細書

譲渡者	住所		氏名	
被相続人	住所		氏名	
相続の開始があった日	年月日	相続税の申告書を提出した日	年月日	相続税の申告書の提出先
税務署				

(1) 譲渡資産が相続又は遺贈により取得した土地等である場合

譲渡した相続財産

所在地番			
種類			
利用状況	数量	m ²	m ²
譲渡した年月日	年月日	年月日	年月日

相続又は遺贈により取得した土地等の相続税評価額の合計額
〔相続税の申告書第15表の⑥の金額、③の相続時精算課税適用財産の価額及び④の贈与財産価額のうち土地等の価額を記入してください。〕

①

譲渡した相続財産が代償分割により代償金を支払って取得した財産である場合には、裏面の(注)1(6)の算式で計算した金額となります。(以下「⑧」及び「⑩」においても同じです。)

円

物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額

②

円

相続税の課税価格
〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の〕
金額を記入してください。

③

円

相続税額
〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑨又は⑦の金額を記入してください。〕

④

円

土地等に係る相続税額の計算
〔①× $\frac{(\text{A}-\text{B})}{\text{C}}$ 〕

⑤

円

前年以前に取得費に加算した金額

⑥

円

取得費に加算できる相続税額(⑤-⑥)

円

取得費に加算される相続税額

⑦

円

円

円

(2) 譲渡資産が上記(1)の土地等以外の資産である場合

譲渡した相続財産

所在地番			
種類			
利用状況	数量	m ² (株)	m ² (株)
相続税評価額	⑧	円	円

相続税の課税価格
〔相続税の申告書第1表の①+②+⑤の〕
金額を記入してください。

①

円

相続税額
〔相続税の申告書第1表の②の金額を記入してください。ただし、贈与税額控除又は相次相続控除を受けている人は、裏面の付表で計算した⑨又は⑦の金額を記入してください。〕

②

円

取得費に加算される相続税額(①× $\frac{\text{H}}{\text{I}}$)

③

円

円

円

関与税理士

電話番号

(資6-11-A 4統一)

19.11

改正前

(新規)

- 42 -

改正後

改正前

付表 贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の相続税額

1 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がある場合

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉔の金額)	㉔	円
相次相続控除額 (相続税の申告書第1表の㉕の金額)	㉕	円
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の㉖の金額)	㉖	円
小計の額 (相続税の申告書第1表の㉗の金額)	㉗	円
相続税額 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	円

2 相続税の申告書第1表の㉔の小計の額がない場合

算出税額 (相続税の申告書第1表の㉙又は㉚の金額)		㉙	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (相続税の申告書第1表の㉛の金額)		㉚	円
合計 (㉙+㉚)		㉜	円
税額控除等	配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の㉝又は㉞の金額)	㉝	円
	未成年者控除額 (相続税の申告書第6表の1の㉟又は㊱の金額)	㉞	円
	障害者控除額 (相続税の申告書第6表の2の㊲又は㊳の金額)	㊲	円
	外国税額控除額	㊳	円
	計 (㉝+㉞+㊲+㊳)	㊴	円
相続税額 (㉜-㊴) (赤字の場合は0と記入してください。)		㊵	円

(注)1 この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

(1) 「土地等」とは、土地又は土地の上に存する権利をいいます。ただし、相続開始時において棚卸資産又は雑所得の基因となる資産であった土地等は含みません。

(2) 「㉚」の「物納申請中の土地等」とは、その譲渡資産の譲渡の日の属する年分の所得税の納税義務の成立する時（通常は、その年の12月31日。その時が相続税の申告書の提出期限前であるときは、その提出期限）において、物納申請している土地等をいいます。
なお、物納の許可限度額に相当する額を超える価額の財産を物納した場合又は物納申請中の財産が物納の許可限度額に相当する額を超えている場合には、その超える部分に対応する土地等の部分については「㉚」の金額には含みません。

(3) 「㉗」又は「㉘」の金額が、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、「㉗」又は「㉘」の金額は、その譲渡益相当額となります。

(4) 譲渡した土地等が二以上ある場合の「㉗」の金額は、譲渡した時期（原則として引渡しがあった日）の早いものから順に、その譲渡益を限度として配分します。ただし、これと異なる順序で配分しても差し支えありません。
なお、いずれの方法による場合であっても、譲渡した土地等の譲渡益の一部に相当する金額だけを配分することはできません（配分していった結果、「㉗」の金額が0になる場合を除きます。）。

(5) 「㊴」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換の特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。
$$\left[\begin{array}{l} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] \times \frac{\text{(特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額)}}{\text{(譲渡した相続財産の譲渡価額)}}$$

(6) 代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合の「㉙」、「㉚」又は「㊴」の「相続税評価額」は、それぞれ次の算式で計算した金額となります。

イ「㉙」の金額	$\left[\begin{array}{l} \text{相続等により取得} \\ \text{した土地等の相続} \\ \text{税評価額の合計額} \end{array} \right] - (\text{支払代償金}) \times \frac{\text{(相続等により取得した土地等の相続税評価額の合計額)}}{\text{(相続税の課税価格 (「㉗」の金額)) + (支払代償金)}}$
ロ「㉚」の金額	$\left[\begin{array}{l} \text{物納した土地等及び} \\ \text{物納申請中の土地} \\ \text{等の相続税評価額} \end{array} \right] - (\text{支払代償金}) \times \frac{\text{(物納した土地等及び物納申請中の土地等の相続税評価額)}}{\text{(相続税の課税価格 (「㉗」の金額)) + (支払代償金)}}$
ハ「㊴」の金額	$\left[\begin{array}{l} \text{譲渡した相続財産} \\ \text{の相続税評価額} \end{array} \right] - (\text{支払代償金}) \times \frac{\text{(譲渡した相続財産の相続税評価額)}}{\text{(相続税の課税価格 (「㉞」の金額)) + (支払代償金)}}$

2 添付書類

この明細書を提出する人は、次の書類の写しをこの明細書に添付してください。

(1) 相続税の申告書第1表、第11表（相続税がかかる財産の明細書）、第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）、第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）、第15表（相続財産の種類別価額表）

(2) 物納した土地等がある場合には、「物納許可通知書」

(3) 物納申請中の土地等がある場合には、「相続税物納申請書」及び「相続税物納申請書別紙（物納財産目録）」

3 その他

特例の適用を受けられる人にも相続が開始し、その人の財産を相続又は遺贈により取得した人がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たす場合には、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しいことは税務署におたずねください。

(新規)

改正後

【平成____年分】
保証債務の履行の
ための資産の
譲渡に関する
計算明細書
(確定申告書付表)

譲渡者住所氏名電話番号
開与住所氏名電話番号
理士所

保証債務の明細

主たる債務者

住所又は所在地氏名又は名称

債権者

住所又は所在地氏名又は名称

保証債務の内容

債務を保証した年月日保証債務の種類保証した債務の金額
年月日円

保証債務の履行に関する事項

保証債務を履行した年月日保証債務を履行した金額求償権の額
年月日円④

求償権の行使に関する事項

求償権の行使不能となった年月日求償権の行使不能額④のうち既に支払を受けた金額
年月日円⑤

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細

短期・長期の区分短期・長期短期・長期短期・長期

資産の所在地番

資産の種類

資産の利用状況資産の数量
m(株(口)・m)

譲渡先住所又は所在地
氏名又は名称(職業)

(職業)

(職業)

譲渡した年月日年月日年月日

譲渡資産を取得した時期年月日年月日年月日

譲渡価額の総額円円円

譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額

求償権の行使不能額(上の⑤の金額)⑤円

各種所得の合計

総所得金額⑥円
分譲課税の短期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑧の金額のうち、短期譲渡所得の金額)⑦円
分譲課税の長期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑧の金額のうち、長期譲渡所得の金額)⑧円
株式等に係る譲渡所得等の金額(申告書第三表の⑨及び⑩の金額)⑨円
山林所得金額⑩円
退職所得金額⑪円
合計⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪円

譲渡所得又は山林所得の金額⑥円
譲渡所得又は山林所得の金額⑦円
分譲課税の短期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑧の金額のうち、短期譲渡所得の金額)⑧円
分譲課税の長期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑧の金額のうち、長期譲渡所得の金額)⑨円
株式等に係る譲渡所得等の金額(申告書第三表の⑨及び⑩の金額)⑩円
合(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)計⑪円
山林所得金額⑩円
退職所得金額⑪円
合計⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪円

求償権が行使不能となった事情の説明

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑨+ (③+④) × 1/2」の金額となります。
2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上限に「⑨ × × × 円」と二段書きしてください。
詳しくは、税務署におたずねください。(資6-12-A4統一)
(平成19年分以降)

改正前

【平成____年分】
保証債務の履行の
ための資産の
譲渡に関する
計算明細書
(確定申告書付表)

譲渡者住所氏名電話番号
開与住所氏名電話番号
理士所

保証債務の明細

主たる債務者

住所又は所在地氏名又は名称

債権者

住所又は所在地氏名又は名称

保証債務の内容

債務を保証した年月日保証債務の種類保証した債務の金額
年月日円

保証債務の履行に関する事項

保証債務を履行した年月日保証債務を履行した金額求償権の額
年月日円④

求償権の行使に関する事項

求償権の行使不能となった年月日求償権の行使不能額④のうち既に支払を受けた金額
年月日円⑤

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細

短期・長期の区分短期・長期短期・長期短期・長期

資産の所在地番

資産の種類

資産の利用状況資産の数量
m(株(口)・m)

譲渡先住所又は所在地
氏名又は名称(職業)

(職業)

(職業)

譲渡した年月日年月日年月日

譲渡資産を取得した時期年月日年月日年月日

譲渡価額の総額円円円

譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額

求償権の行使不能額(上の⑤の金額)⑤円

各種所得の合計

総所得金額⑥円
分譲課税の短期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑧の金額のうち、短期譲渡所得の金額)⑦円
分譲課税の長期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑧の金額のうち、長期譲渡所得の金額)⑧円
株式等に係る譲渡所得等の金額(申告書第三表の⑨及び⑩の金額)⑨円
山林所得金額⑩円
退職所得金額⑪円
合計⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪円

譲渡所得又は山林所得の金額⑥円
譲渡所得又は山林所得の金額⑦円
分譲課税の短期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑧の金額のうち、短期譲渡所得の金額)⑧円
分譲課税の長期譲渡所得の金額(申告書第三表の⑧の金額のうち、長期譲渡所得の金額)⑨円
株式等に係る譲渡所得等の金額(申告書第三表の⑨及び⑩の金額)⑩円
合(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)計⑪円
山林所得金額⑩円
退職所得金額⑪円
合計⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪円

求償権が行使不能となった事情の説明

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「⑩」の金額は、申告書B第一表の「⑨+ (③+④) × 1/2」の金額となります。
2 「各種の所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「⑩」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上限に「⑨ × × × 円」と二段書きしてください。
詳しくは、税務署(資産税担当)におたずねください。(資6-12-A4統一)
(平成18年分以降)

- 44 -

この欄には
書かないで
ください。→

通信日付印の年月日	確認印			名簿番号
年 月 日				



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所				
	氏 名				
土地等の 種 類	土 地 等 の 所 在 地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額	
		m ²	・ ・	円	
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		

上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等

予定地のために買い取ったものであり、その土地等を平成_____年12月31日までに、

※

同法第31条の2第2項第_____号の

- ・一団の宅地
- ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅
- ・住宅又は中高層の耐火共同住宅

の用に供することを約します。

土地等の 買取り者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	Ⓔ

※ 租税特別措置法第31条の2第3項の適用を受ける場合には、この確約書を申告書に添付してください。

この欄には
書かないで
ください。→

通信日付印の年月日	確認印			名簿番号
年 月 日				



一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所				
	氏 名				
土地等の 種 類	土 地 等 の 所 在 地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額	
		m ²	・ ・	円	
			・ ・		
			・ ・		
			・ ・		

上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等

予定地のために買い取ったものであり、その土地等を平成_____年12月31日までに、

※

同法第31条の2第2項第_____号の

- ・一団の宅地
- ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅
- ・住宅又は中高層の耐火共同住宅

の用に供することを約します。

土地等の 買取り者	住所又は所在地	
	フリガナ	
	氏名又は名称	Ⓔ

※ 租税特別措置法第31条の2第3項の適用を受ける場合には、この確約書を申告書に添付してください。

改正後

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。

(2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。

(3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。

(4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。

(5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買取りの年月日					
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日～平成17年3月31日	平成17年4月1日～平成19年9月27日	平成19年9月28日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号

改正前

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第8項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。

(2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。

(3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第21項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。

(4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。

(5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

(参考) 租税特別措置法第31の2第2項各号の買取り時期別一覧表

適用条文の内容	買取りの年月日					
	平成14年12月17日以前	平成14年12月18日～平成15年3月31日	平成15年4月1日～平成16年3月31日	平成16年4月1日～平成17年3月31日	平成17年4月1日以降	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	

- 46 -

この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印			名簿番号
年 月 日				

優良住宅地造成等事業に係る確約書

税務署受付印

税務署長殿 ____年____月____日提出	土地等の 買取り者	住 所 又は 所 在 地	〒		
		フリガナ 氏 名 又は名称		電 話	()

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項

※1 第____号の $\left[\begin{array}{l} \text{※2} \\ \cdot \text{一団の宅地の造成} \\ \cdot \text{一団の住宅の建設} \\ \cdot \text{中高層の耐火共同住宅の建設} \end{array} \right]$ を同号に規定する申請書の内容に適合して

行う旨及びその申請書に基づく同号 $\left[\begin{array}{l} \text{※3} \\ \cdot \text{国土交通大臣の証する書類} \\ \cdot \text{検査済証} \\ \cdot \text{都道府県知事の証する書類} \end{array} \right]$ に規定する

の写しの交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事 業 の 名 称	
事 務 所 の 所 在 地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事 業 施 行 地 の 面 積	
工 事 完 了 予 定 年 月 日	
そ の 他 参 考 事 項	

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

この欄には
書かないで
ください。

通信日付印の年月日	確認印			名簿番号
年 月 日				

優良住宅地造成等事業に係る確約書

税務署受付印

税務署長殿 ____年____月____日提出	土地等の 買取り者	住 所 又は 所 在 地	〒		
		フリガナ 氏 名 又は名称		電 話	()

下記の確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項

※1 第____号の $\left[\begin{array}{l} \text{※2} \\ \cdot \text{一団の宅地の造成} \\ \cdot \text{一団の住宅の建設} \\ \cdot \text{中高層の耐火共同住宅の建設} \end{array} \right]$ を同号に規定する申請書の内容に適合して

行う旨及びその申請書に基づく同号 $\left[\begin{array}{l} \text{※3} \\ \cdot \text{国土交通大臣の証する書類} \\ \cdot \text{検査済証} \\ \cdot \text{都道府県知事の証する書類} \end{array} \right]$ に規定する

の写しの交付を受けたときは遅滞なくその写しを提出することを確約します。

記

事 業 の 名 称	
事 務 所 の 所 在 地	
事業施行地に含まれる区域の名称	
事 業 施 行 地 の 面 積	
工 事 完 了 予 定 年 月 日	
そ の 他 参 考 事 項	

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※ 1						※ 2	※ 3	※ 4
譲 渡 年 月 日								
平成14年12月17日 以前	平成14年12月18日 ～ 平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～ 平成17年3月31日	平成17年4月1日 ～ 平成19年9月27日	平成19年9月28日 以降			
第 8 号	第 9 号	第10号	第11号	第12号	第13号	一団の宅地 の造成	ロ	国土交通大臣の証する書類の写し
							ホ	検査済証の写し
第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号		ハ(2)	都道府県知事の証する書類の写し
第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	一団の住宅 の建設	ハ	検査済証の写し
						中高層の耐火共同住宅 の建設		

優良住宅地造成等事業に係る確約書

1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法施行規則第13条の3第1項に規定する国土交通大臣の証する書類の写し、検査済証の写し又は都道府県知事の証する書類の写しの提出に代えて土地等の買取りをした者が、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（以下「事業所等」といいます。）の所轄税務署長に上記の書類の写しを提出することを約する場合に使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書の写し（事業所等の所轄税務署の受付日付印のあるものに限ります。）を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書の写しを納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

2 記載要領等

本文中の※欄は、下表を参照のうえ※1及び※3については該当する文字等を記載し、※2及び※4については該当箇所を○で囲んでください。

※ 1					※ 2	※ 3	※ 4
譲 渡 年 月 日							
～平成14年12月17日	平成14年12月18日 ～平成15年3月31日	平成15年4月1日 ～平成16年3月31日	平成16年4月1日 ～平成17年3月31日	平成17年4月1日～			
第 8 号	第 9 号	第10号	第11号	第12号	一団の宅地 の造成	ロ	国土交通大臣の証する 書類の写し
						ホ	検査済証の写し
第10号	第11号	第12号	第13号	第14号		ハ(2)	都道府県知事の証する 書類の写し
第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	一団の住宅 の建設	ハ	検査済証の写し
					中高層の耐 火共同住宅 の建設		